令和４年11月15日発行第551号　毎月１回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

11
Nov. 2022
No.551

栃木県行政書士会
https://gt9.or.jp/

マスコットキャラクター
アドちゃん
©高井研一郎

栃木県行政書士会会報誌
行政書士とちぎ
2022年
11月号
CONTENTS

1 目次
2 栃木県行政書士会の動き
2 〇測量研修会
3 〇産業廃棄物処理等に係る診断書等作成特別研修会
4 〇行政書士制度広報月間電話無料相談会　結果報告
4 〇建設業許可・経営事項審査の電子申請化に関する研修会（第１回）
5 〇インボイス制度研修会（第２回）
5 〇暴力追放功労団体の表彰について
6 職務上請求書管理委員会より
7 高齢者等生活サポート項目集
11 デジタルシフト入門
12 支部だより
15 栃木県行政書士会カレンダー（12月）
16 日行連だより
16 業務情報
17 おじゃましま～す！
18 支局かわら版（日光）
19 研修会のお知らせ
23 申請取次行政書士の動向
24 会員の動き

No. 551

今月の表紙

夜が明けて空と霧が朱色に染まる秋の小田代ヶ原の風景（日光市）

栃木県行政書士会の動き

測量研修会

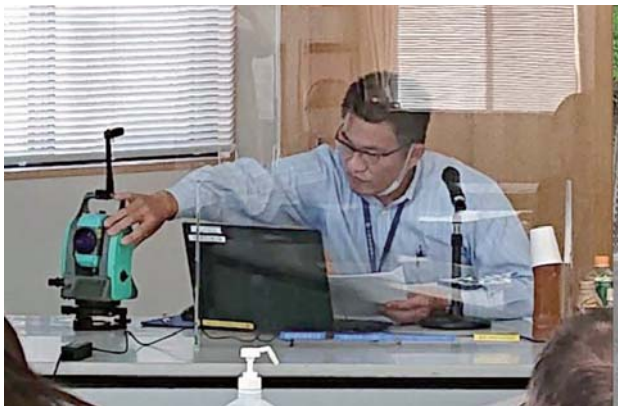

土地利用開発部では９月２８日、１０月５日の２日間、毎年恒例となっている測量実務研修会を実施しました。今回講師は副部長の小林謙二会員が担当されました。８名の会員が受講されましたが、皆さん実際に機器に触ったことがない方々で、どのように説明したら理解を深めていただけるか腐心しています。

昨年は私が講師を務めたのですが、やり方が違っておりまして、人によって測量に対するアプローチの違いもあり、講義の仕方も違うものだなと実感しました。

測量の必要性は認識されても、会員自身が実際に観測してデータを取ってくることは一朝一夕にはできるものではありません。

初日に座学で測量データの解析方法を受講し、２日目に実際に八幡山公園にてレベル測量、トランシット測量を行ったのですが、器械操作は自動車の運転と同じです。教習を受けて、実際に運転（観測）することで上達します。

八幡山公園では小雨が降ったり、曇り空の下時間に追われながらレベル観測、トランシット観測を２班に分けて実施しました。受講者の皆様には悪天候の中貴重な体験になったものと思います。

測量に興味のある方は、土地利用開発部の今後の研修に応募されることをご案内いたします。次回は座標から図面を作成するＪｗ＿ｃａｄによる作図の研修会を予定しています。

（土地利用開発部　佐藤栄一）

栃木会会員専用ページに掲載されている各手続きの書式について（ご案内）

栃木県行政書士会会員専用ページの「各種申請様式」より下記の書式がダウンロードできます。

- 補助者に関する申請(設置、廃止等)
- 職務上請求書の購入
- 申請取次行政書士の申出
- 行政書士登録の変更申請(住所、事務所等)
- 行政書士登録の抹消・廃業
- 証明書等の交付(会員証明書、職印証明書等)
- 会員証等の再交付(会員証、行政書士証票等)
- ホームページ・会員名簿掲載 取扱業務申込書

栃木県収入証紙の販売について

会では栃木県収入証紙を販売しています。会員が購入する場合、額面１万円につき１枚アドちゃんまたはユキマサくんのイラスト入りのクリアファイルを進呈しておりますのでぜひご利用ください。

※一度のご購入が、概ね「１０万円以上」または「一金種が１０枚以上」の場合は、前日のお昼までに、お電話かＦＡＸにてご予約下さい。

（事務局ＴＥＬ：０２８－６３５－１４１１
ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

産業廃棄物処理等に係る診断書等作成特別研修会

９月２９日（木）午前９時３０分より、栃木県教育会館５階小ホールにおいて、建設環境部と中小企業支援部共催による産業廃棄物処理等に係る診断書等作成特別研修会が開催されました。

参加者は、栃木会会員３２名、福島会会員２名、茨城会会員８名、群馬会会員４名と多くの方が受講して下さいました。

栃木県の場合、この研修会を受講し、全科目を修了した者は、中小企業診断士などの専門的知識を有する者として、経営診断書を作成し提出する事ができます。

研修１時間目は、当会顧問弁護士である伊藤幹哲先生による、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律概要」について、裁判例を挙げながら分かりやすく講義して下さいました。

２時間目は、青木裕一会員による「産業廃棄物処理業等の許可申請の実務」において、申請に必要な添付書類や申請書の記載など分かりやすく、丁寧に講義して下さいました。

３時間目は、松本伸一会員による、「財務諸表に基づく経営分析」について、４時間目は一戸養子会員による「産業廃棄物収集運搬業の経営診断書作成の実務」について、分かりやすくご講義下さいました。

朝、９時３０分から１７時までと長丁場での講習でしたが、皆、真剣に傾聴し、疲れを感じさせない、有意義な一日になったのではないでしょうか。

（中小企業支援部　西川育美）

©高井研一郎

行政書士制度広報月間電話無料相談会　結果報告

１０月１日（土）午前１０時から午後４時まで、行政書士会館において土地利用開発部・佐藤栄一部長、市民法務部・大橋勝典部長、髙山伸人副部長、制度推進部・豊田の４人で電話無料相談会の対応を致しました。

事前に新聞広告等で周知をしておりましたが、とちぎ国体の開会式と同日であったことや快晴に恵まれたことが影響をしたのか、３件という少なめの相談数でした。

３件とも「相続」に関する相談でしたので、例年と同じく「相続」に困っている方が多いことに変わりないようです。抱える事案を早く解決できる手助けになったと思います。

電話の合い間に、来年以降１０月１日が土曜日や日曜日に当たった場合の対応を考えたほうがいいという意見が相談員からありましたので、次年度以降の課題といたします。

（制度推進部　豊田近弘）

建設業許可・経営事項審査の電子申請化に関する研修会（第1回）

１０月１７日（月）午後１時半より、栃木県行政書士会館２階において建設業許可・経営事項審査の電子証明書化に関する研修会が開催されました。

受講者は３８名（会場１１名　Ｚｏｏｍ２７名）で、講師は栃木県県土整備部監理課建設業担当主査　関口　嵩様にお願いしました。

内容としては令和５年１月から実施されます建設業許可及び経営事項審査の電子申請の内容の説明です。研修会当日現在の国交省から栃木県庁監理課に入ってきた情報を丁寧にご説明頂きました。まだ、詳細に決定していない部分もあり今回の研修会の内容は電子申請の概略説明となりました。栃木県庁監理課でもどのような流れで申請していただいたら不都合等が発生しないか熟考中とのことでした。

電子申請が始まったからといって従来の紙申請

が廃止されるわけではありません。電子申請のメリット等をご理解頂き当面は選択していただければ良いと思います。

電子申請は建設業許可に限らず他の申請でも浸透しつつあります。このような研修会を経験し電子申請に慣れていくことも必要と感じました。

（建設環境部　片柳秀明）

インボイス制度研修会（第２回）

１０月２６日（水）インボイス制度について第２回目の研修会を行政書士会館において、Ｚｏｏｍを併用し行いました。参加者は会場５名、オンライン３０名でした。

今回の研修会は、長年税務行政に携わり、特に消費税実務に取り組んできた税理士の飯田稔会員にお願いしました。当会の監事も務めていただいています。

来年１０月１日から始まるインボイス制度がいよいよ身近に感じられてきたこのごろですので、先生は今まさに迫ってきている制度の概要や登録の方法を繰り返していねいに以下の点を強調し説明してくださいました。

○免税事業者が適格請求書（インボイス）発行事業者となるためには、来年３月３１日までに登録申請が必要である。

○免税事業者の場合、来年１２月３１日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しておくのがよい。

○登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号、氏名などの情報が公表される。

○適格請求書に登録番号を記載する。登録番号のゴム印を作成しておけば便利である。

（中小企業支援部　河田　力）

暴力追放功労団体の表彰について

１０月２８日（金）、栃木県総合文化センターにおいて開催された「企業防衛セミナー」において、令和４年度関東管区暴力追放功労団体として本会が表彰されました。これは本会の暴力団等排除対策委員会の活動はもとより、日頃より会員各位が栃木県暴力団排除条例に従い、暴力団追放「三ない運動（利用しない、恐れない、金を出さない）」に協力し業務を行ってきたことによるところが大きいと思います。

今後も、業務を受注する際には「契約書に暴力団排除条項を記載する」「暴力団でないことを確認する」などの取り組みを各自が推進し、“知らない間に暴力団に関係する申請をしていた”なんてことが無いように注意を払っていただきたいと思います。

（暴力団等排除対策委員会）

錦秋も深まりつつある今日この頃です。

当会会員の職務上請求書不正請求事件から始まった一連の再発防止のための施策が、いよいよ最終段階を迎えているといっていいと思います。

日行連では、令和４年４月の理事会において、「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」をはじめ、関連する諸規則等の改正を順次すすめてきました。新たな管理体制では、下記の４つの柱を掲げて再発防止の指針としました。

①　組織的倫理研修の受講義務化

②　組織的な指導・管理体制の構築

③　払出し時の確認作業の厳格化

④　不正使用者への罰則の強化

①に関しては、日行連の規則改正がなされました。それによれば、すべての個人会員を対象に、日行連の倫理研修受講を義務付け、修了証を取得した後、職務上請求書購入申し込み時に、その写しを添付することになりました。実際に運用されるのは来年８月からとなります。

②に関しては、組織的かつ統一的な管理体制を充実するため、所轄部署と職務上請求書関係事務取扱責任者を明確にすることが単位会に求められました。これを受けて栃木会でも、**「栃木県行政書士会職務上請求書取扱規則」**に**所轄部署**としては**総務部**が、また**職務上請求書関係事務取扱責任者**として**総務部長**が当たることを明記するよう規則改正を進めています。

③に関しては、当会ではこの指針よりさらに速やかな対応をしました。日行連の決定に先立ち、総務部内で検討の結果、確認機関として令和３年１２月に**職務上請求書管理委員会**をたちあげ、令和４年１月より活動を開始しました。それにより、これまで認められてきた事務局員の確認作業を、会員である役員等に限定し、一定の基準に沿って、確認作業を進めてきました。

④に関しては、これまで例を見ない今回のような長期にわたる不正使用に対し、従来の罰則では十分な抑止にならないのではないか、という反省に立ったものです。不正の抑止と再発防止に加え、行政書士の品位と信用を失墜させることに対してより重く受け止めた結果といえます。

職務上請求書管理委員会の役割は総務部の所管のもとに、「使用済み控えの確認作業と会員への啓蒙」にあります。踏み込んだ調査権や処分権を持つものではありませんが、確認のための詳細な説明をお願いすることが管理委員会の仕事なのです。

時に聴き取りで説明を受ける際に、会員の中には不正使用を疑われたのではないかとの思い込みから、少なからず対立感情を持った方がいたかもしれません。また、「わかりきったことを何故きくんだ。」と思われた会員もいたでしょう。そうしたなかで、職務上請求書管理委員会は、会員の皆様を信頼しつつ、不明確な点の聞き取りを行いました。それによって業務の正当性を一つ一つ確認してきたのです。

これまで、払出し時に質問や聴き取りに応じていただいた会員の皆様に感謝申しあげます。私たち管理委員会にとっても試練の一年でした。これからも、確認の際には、引き続き皆様の御協力をお願いしたいと思います。

（職務上請求書管理委員会　田村尚枝）

会員専用ホームページに「職務上請求書　取扱いの手引」を掲載しております。

【栃木県行政書士会ホームページ】
↓
【会員専用　ログイン】
↓
【職務上請求書の留意点】

からダウンロードすることができます。

１４．高齢者虐待防止法について

虐待は、高齢者に対する最も重大な権利侵害であり、生命や身体、財産が侵され安全で安心な暮らしが阻害されている状態です。事実確認の結果、虐待を受けたと判断された事例件数は、令和元年度には１７，５７２件となっており、法律が施行されてからは右肩上がりに増加しています。虐待判断件数と同じく、虐待の相談・通報件数も増えています。同年度の死亡事例は１５件であり、こちらは減少傾向にあります。

高齢者虐待において、重大な権利侵害があると判断されれば法制度を活用して対応にあたる必要があるが、高齢者本人が判断能力の低下により虐待の問題を認識できなかったり、置かれている現状に対して助けを求める力が低下していたり、解決方法を知らなければ周りからは気づかれることがありません。

また、特に養護者においては、介護や認知症に対する知識が足りずに、「一生懸命介護している」との理由で行っている介護内容が、高齢者本人の権利侵害になっている場合もあります。虐待が疑われる場合には、行政窓口（または地域包括支援センター）に通報しなければならないという通報義務が法律に課せられています。

高齢者虐待とは、高齢者虐待防止法では６５歳以上の者と定義されています。養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

区分	内容と具体例
ｉ）身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じまたは生じるおそれのある暴力を加えること。暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。【具体的な例】平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・ 打撲させる・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする／等
ii）介護・世話の 放棄・放任	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境

	や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。 【具体的な例】入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり使わせない ・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること／等
iii）心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。 【具体的な例】排泄の失敗を嘲笑し、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱を込めて、子供のように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等
iv）性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせこと。 【具体的な例】排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、性行為を強要する／等
v）経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。

	【具体的な例】日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等

■養介護施設従事者等による 高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う上記ｉ）～ｖ）の行為であります。

「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下の通りです。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

（高齢者虐待防止法第２条）

《出典》財団法人医療経済研究機構「家庭内における高齢者虐待に関する調査」

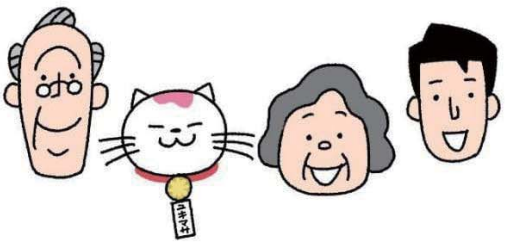

【各市町村の高齢者虐待相談・通報窓口一覧】

市町村名	窓口担当課	電　話	ファックス
宇都宮市	高齢福祉課	028-632-2358	028-632-3040
足利市	元気高齢課	0284-20-2246	0284-20-1456
栃木市	地域包括ケア推進課	0282-21-2244	0282-21-2670
佐野市	いきいき高齢課	0283-20-3021	0283-21-3254
鹿沼市	高齢福祉課	0289-63-2288	0289-63-2169
日光市	高齢福祉課	0288-21-2137	0288-21-5533
小山市	高齢生きがい課	0285-22-9541	0285-22-9543
真岡市	いきいき高齢課	0285-83-8195	0285-83-8554
大田原市	高齢者幸福課	0287-23-8740	0287-23-4521
矢板市	高齢対策課	0287-43-3896	0287-43-5404
那須塩原市	高齢福祉課	0287-62-7137	0287-63-8911
さくら市	高齢課	028-681-1155	028-682-1305
那須烏山市	健康福祉課	0287-88-7115	0287-88-6069
下野市	高齢福祉課	0285-32-8904	0285-32-8602
上三川町	健康福祉課	0285-56-9102	0285-56-6868
益子町	民生部高齢者支援課	0285-72-8525	0285-70-1141
茂木町	保健福祉課	0285-63-5651	0285-63-5600
市貝町	健康福祉課	0285-68-1113	0285-68-4671
芳賀町	健康福祉課	028-677-6015	028-677-2716
壬生町	健康福祉課	0282-81-1830	0282-81-1121
野木町	健康福祉課	0280-57-4173	0280-57-4193
塩谷町	高齢者支援課	0287-47-5173	0287-41-1014
高根沢町	健康福祉課	028-675-8105	028-675-8988
那須町	保健福祉課	0287-72-6917	0287-72-0904
那珂川町	健康福祉課	0287-92-1119	0287-92-1164

※上記の行政窓口だけでなく、地域包括支援センターでも相談ができます。

★通報者の秘密は守られます。

デジタルシフト入門

デジタルシフト推進委員会

第２回　クラウドストレージ

クラウドストレージ（オンラインストレージとも）は、「インターネットを介して利用するファイルの保管場所」（ＮＴＴ東日本のＨＰより抜粋）です。一方、パソコン或いはスマートフォンの本体にあるのはハードディスク等の記憶装置になります。

データを現金とすると、クラウドストレージが銀行、パソコンに付いているハードディスクを家にある金庫、ＵＳＢメモリ等を財布等に例えられます。

クラウドストレージは、比較的安全に守られていますが取り扱うには手続きが必要です。一方ＵＳＢ等は手軽に扱える分、無くしやすい危険性がある等、特徴があります。

クラウドストレージは、インターネットで提供されるサービスの一種です。一定の手続きを取れば、置き場所や管理等を気にすることなく利用できます。主なクラウドストレージには、Google 社の“Google ドライブ”、Microsoft 社の“OneDrive”、Apple 社の“iCloud”等があります。

スマートフォンの購入時に Google アカウントや Apple アカウントを設定し、写真保存用等にクラウドストレージを設定した方は多いと思います。パソコンでは、Windows8.1 から“OneDrive”を利用するソフトが標準でインストールされているなど、利用しやすい環境にあります。

クラウドストレージのメリットは、ファイル共有にある

ファイルをクラウドストレージ上で作成或いは更新保存することで他のデバイスでも同じファイルを利用することが可能となります。これをファイル共有といいます。

ファイル共有は、時間を置かずに他のデバイスで利用することができます。ＵＳＢメモリで、ファイルを持ち運びする手間がありません。画像などスマートフォンで撮ったものが、パソコンで直ぐに編集できたり、送ったり、なんとも便利です。

バックアップ（複製）に利用する

クラウドストレージには、“同期”という機能があります。パソコン上の指定したフォルダを、クラウド上に丸ごとコピーする機能です。新しいデータ（ファイル）は、通信状況にも拠りますが、数十秒後には同期されます。一度設定したら、後は自動で同期してくれるため、データは複数個所に保管されることになり、安心です。

但し、自動的に複製してくれるので複製元のデータ容量を考えないと、アッという間にクラウドストレージの容量がいっぱいになってしまいます。写真フォルダの同期（バックアップ）は、注意しましょう。

無償のクラウドストレージには容量制限が

クラウドストレージは、各社とも、無償・有償で使用できる容量を提供しています。

無償で提供される容量は、
iCloud、OneDrive は１アカウント５Ｇバイト
Google ドライブは１アカウント１５Ｇバイト

個人アカウントと仕事用アカウントを別に持てば、複数アカウント分の無償容量を利用できます。また複数のクラウドストレージを使い分けることで、利用上の混乱もなく、充分な容量を確保することができます。

（室賀芳明）

デジタルシフト推進委員会では、会員のデジタルスキルアップに寄与したく、研修会を開催しています。こちらもぜひご利用ください。

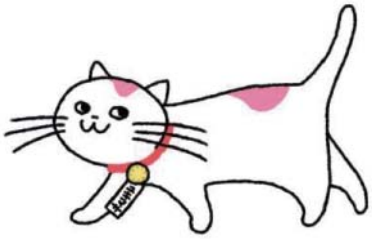

支部だより

【塩　那】

令和４年度第２回塩那支部役員会

９月２４日（土）第２回役員会が、午前１０時３０分より午前１１時３０分まで、台風１４号の影響による雨の中、さくら市氏家駅前「さくらテラス」多目的室において開催されました。冒頭支部長会議等が報告され、協議事項では、８月に中止した支部研修会は、今年度中に是非実現させたい。しかし、コロナの再拡大時には断念するなどの話し合いがなされました。

また、１０月の行政書士制度広報月間や行政のイベントとタイアップした無料相談会の取り組み【さくら市「ゆめ！さくら博」１０月２２日（土）１０：００～１５：００　場所：さくら市氏家体育館において実施】【塩谷町「塩谷町生涯学習フェスティバル」１０月２３日（日）９：３０～１５：００　場所：塩谷町中学校屋内運動場格技場、アリーナ他において実施】が決まりました。支部研修旅行もコロナが落ち着けば久々に実施するなどを決め、散会しました。

（支局長　石下辰博）

【小　山】

秋の交通安全市民総ぐるみ運動

９月２７日（火）午前７時３０分より、小山市羽川交差点にて秋の交通安全市民総ぐるみ運動が実施されました。本活動は、小山市が主催し小山警察署や小山地区交通安全協会その他の団体が協賛しているもので、市内１２箇所において同時に開催されています。コロナ感染対策として、プラカードの掲示のみでの活動となっておりますが、当会からも継続的に参加協力しております。交通事故のない世の中実現に向けて引き続き協力して参ります。

（支局長　田邉幸樹）

【小　山】

広報月間無料相談会

１０月２日（日）午後２時～４時まで、小山市小山城南市民交流センターゆめまちにて無料相談会を開催しました。会場入り口に看板を掲げて来訪者の呼び込みをしました。

当日は３名の相談者が来訪され、それらのご相談に対応させて頂きました。これからも地域社会のため、支部会員一同結束して活動して参ります。

（支局長　田邉幸樹）

【小　山】

行政書士専門相談の実施

１０月２６日（水）午前１０時～１２時まで、小山市役所新庁舎２階相談室にて行政書士専門相談を実施しました。

当日は４名の相談者に専門相談をご利用頂き、対応させて頂きました。今後も地域社会のため、引き続き実施して参ります。

（支局長　田邉幸樹）

【芳　賀】

広報月間無料相談会

１０月３日（月）午後２時より、真岡商工会議所にて、「行政書士無料相談会」を開催しました。

開始時間前からお待ちになっていた方もいて、盛況のうちに終わることができました。

相談の内容は、今、必要に迫られているというよりは、将来に備えてなんとかしたい、どのようにしたらいいだろうか、方法はあるのだろうか、といった相談が多かったように思います。

芳賀支部では今回の真岡市のほか、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町でも無料相談会を開催予定です。

老い支度、終活など、備えへの活動が盛んな昨今、ぜひ、その備えに行政書士を活用していただければと思います。

（支局長　柳　知明）

【足　利】

広報月間市民公開講座及び無料相談会

１０月５日（水）１３時３０分よりあしかがフラワーパークプラザ（足利市民プラザ）において、行政書士制度広報月間に伴う市民公開講座及び無料相談会が開催されました。

前半は齋藤和久会員による、遺言相続に関する公開講座、後半は出席会員による無料相談会という流れで行われました。

１０月の相談会は毎年開催しているのですが、２月の相談会と比べ例年低調なことと、今年は雨天な為、客足も遠のくのではないかとの疑念がありました。しかし、８名の来場があり、無事開催することができました。

相談内容も、相続に関することがメインでしたが、土地利用に関する質問などもあり、市民の皆様に行政書士の業務の広さと有益性をアピールできたのではないかと感じました。

２月の相談会も多くの方にご参加いただける様な企画を考えたいと思います。

（足利支部　本間美帆）

【宇都宮】

広報月間無料相談会

１０月１５日（土）午前１０時から午後２時まで栃木県行政書士会館２階において、行政書士制度広報月間活動の一環として無料相談会を開催いたしました。無料相談会当日は宇都宮支部会員５名にて、対面と電話での無料相談に対応いたしました。

この日は、２０２２ジャパンカップサイクルロードレースの開催と重なった影響か、相談件数の少ない相談会となってしまいました。相談に対応された会員が親身に相談を受け、その道のプロとしての適切なアドバイス等をした事もあり、相談者の方々に喜んで頂け、行政書士を身近に感じていただけたのではないでしょうか。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、会員間の交流を控えている中、会員同士の情報交換もでき、非常に有意義な時間を持つこともできました。

（支局長　西川育美）

【佐　野】

広報月間無料相談会

コロナ禍でまだまだ収束の兆しは見えませんが、無事に、１０月１２日（水）午後１時３０分から４時００分まで、佐野市役所１階ホールにて無料相談会を開催することができました。当日は、佐野支部会員９名にて対応をいたしました。

今回も、超高齢社会で年々死後への不安も募っている世相を反映するかのごとく、相続案件が中心でした。予約で４件、フリーで１件でした。そのうち、１件は難案件で長時間を要し、最終的には弁護士へのご相談となりました。

また、事前にお聞きしていた会社設立とは異なり、法人設立という難案件も１件あり、経験豊富な相談員で対応し、こちらも熱心なご相談者でしたので長時間対応となりました。

ご相談件数が少なかったこともあり、相談員２名ずつでの対応となりましたが、最近の傾向として、ご相談者は２名で来られることが大半です。そのため、相談員も複数で対応した方が心理的にも情報量的にも相談者様に安心感を持っていただけるサポートになるのでは、という意見が終礼で出ました。

総括として、昨年よりは相談件数は少なかったものの、内容の濃いご相談が多く、今回も行政書士の社会的役割とやりがいをかみしめることができました。

これからも行政と連携し、市民の皆様の「頼れる街の法律家」として、支部会員一同結束して、地域社会に貢献して参りたいと思います。

（支局長　坂上隆之）

【塩　那】

塩那支部無料相談会

１０月２２日（土）さくら市主催「ゆめ！さくら博」の開催に併せて、さくら市氏家体育館に於いて、支部会員による無料相談会を開催しました。当日は、様々な体験コーナーなどもあり約１０００人を超える賑わいの中、土地や相続など切実で身近な問題の相談を２か所の相談ブースを使って５名の相談員が対応しました。来場の多くの方々に行政書士会のパンフレットを中心に啓発活動も展開しました。

また、１０月２３日（日）塩谷町主催「塩谷町生涯学習フェスティバル」が開催されました。地域に密着した塩那支部の活動の一環として、この会場でも無料相談会を実施しました。会場は、塩谷町中学校屋内運動場格技場やアリーナほかで開催されました。体験コーナーや子供から大人までの作品の展示などの工夫により、約２００名の老若男女の多くの町民が来場されました。行政書士会のブースは、受付の正面に配置され、啓発活動には効果的な場所となりました。土地問題の相談を受けるとともに２年ぶりの開催で来場者にパンフレットを配布し、行政書士制度の周知に努めることに奮闘しました。

（支局長　石下辰博）

栃木県行政書士会カレンダー（１２月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	木	日行連関東地方協議会連絡会（於：ホテルニューイタヤ）	14:00～17:00	
2	金	日行連関東地方協議会連絡会（於：ホテルニューイタヤ）	9:00～12:00	
6	火	行政書士による相談（於：葛生地区公民館） （問い合わせ:佐野市市民生活課 0283-20-3014）	13:30～16:00	佐野支部
7	水	正副会長と総務部の合同会議	10:30～12:00	総務部
		出張封印（丁種封印指定）研修会 （於：宇都宮市文化会館　３階　第１会議室）	14:00～15:30	運輸交通風営部 封印管理委員会
8	木	相談業務の受け方研修会	13:30～16:00	市民法務部
9	金	登録説明会	10:00～11:00	総務部
		広報部会	13:00～	広報部
12	月	行政書士無料相談（於:宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
13	火	風俗営業許可研修会	13:30～15:30	運輸交通風営部
14	水	ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		申請取次新規受付	13:30～16:30	申取管理委員会
		外国人在留資格無料相談 （於:足利市生涯学習センター２階マナヴィの部屋）	13:00～16:00	足利支部
15	木	ＣＡＤ研修会	13:30～16:00	土地利用開発部
		封印報告書確認	13:30～15:00	封印管理委員会
16	金	第３回理事会	13:30～17:00	
		行政書士無料相談（於:栃木市役所本庁舎２階市民相談室） （予約問い合わせ:栃木市市民生活課　0282-21-2122）	14:00～16:00	栃木支部
20	火	デジタルシフト推進委員会	13:30～16:00	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｼﾌﾄ委
21	水	ＫＩＦＡ（鹿沼市国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		国際部会	10:30～11:00	国際部
		国際業務研修会（於：栃木県教育会館　中会議室）	13:30～	国際部
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
22	木	登録説明会	10:00～11:00	総務部
		行政書士無料相談（於:壬生町役場１階１０２会議室） （予約問い合わせ:壬生町生活環境課くらし安心係 0282-81-1826）	14:00～16:00	栃木支部
23	金	職務上請求書管理委員会	13:30～16:30	総務部
		外国人在留資格相談会（於：那須塩原市西那須野庁舎１階）	9:00～12:00	那須支部
25	日	市民プラザ無料相談会 （於:うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00～16:00	宇都宮支部
27	火	総務部会	13:30～15:30	総務部
		総務部と事務局との連絡会	15:30～17:00	総務部
28	水	行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士専門相談 （於:野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室） （予約問い合わせ:野木町社会福祉協議会　0280-57-3100）	10:00～12:00	小山支部
29	木	行政書士専門相談 （於:下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」会議室） （予約問い合わせ:下野市市民協働推進課　0285-32-8887 ）	10:00～12:00	小山支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題
916	R4.10.7	「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り１１０番）」募集のお知らせについて
963	R4.10.14	申請取次事務研修会（１２月ＶＯＤ方式）の開催について
940	R4.10.21	令和４年１０月分会費納入について
967	R4.10.21	法務省人権擁護局「Ｍｙじんけん宣言」プロジェクトへの参画について
979	R4.10.21	国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について

栃木県トラック事業者事業継続緊急支援事業について
～栃木県県土整備部より～

標記の件について、栃木県県土整備部交通政策課より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

栃木県トラック事業者事業継続緊急支援事業チラシ.pdf

令和４年度版「建設業許可申請の手引」「経営事項審査申請の手引」について

栃木県県土整備部監理課より、上記２種類の冊子が届きました。
ご希望の方は、事務局窓口にありますのでご自由にお持ちください。（無料）
郵送ご希望の方は、当会ＨＰ会員専用「事務連絡」に掲載されている申込書を事務局宛にＦＡＸしてください。
数に限りがありますので１会員１冊ずつとさせていただきます。また、品切れの際はご了承下さい。
なお、この手引は、栃木県のホームページからダウンロードできます。

書籍『詳説　入管法と外国人労務管理・監査の実務』を購入しました
～国際部より～

栃書籍『詳説　入管法と外国人労務管理・監査の実務 －入管・労働法令、内部審査基準、実務運用、裁判例－〔第３版〕』を購入しました。
行政書士会館図書室に配架しましたのでご利用ください。

今回は、佐野支部で開業２年目を迎えた新進気鋭の栗田愛野会員をご紹介致します。コロナ禍で止むを得ず、原稿によるインタビューにご協力いただきました。

氏　　名　　栗田　愛野（くりた　よしの）
事務所名称　　くりた行政書士事務所
所　在　地　　佐野市飯田町６５０番地３
入　会　日　　２０２１年１０月２日

Q．行政書士になられたきっかけは何ですか？

自分に向いている仕事は何だろう？と考えていたことがきっかけです。製薬会社で働いていましたがフィットしないように感じ、学生時代の知識を活かせる資格を取って働こうと考え、行政書士試験を受験しました。両親が健在で衣食住がある恵まれた環境のため、この世界に飛び込むことができたので、大変感謝しています。

Q．どのような業務に携わっておられますか？

相続業務が中心で、今後も柱となる業務として取り組んでいきたいです。

他に携わりたい業務としては国際業務などです。研修の場では、実際の事例に触れ、先輩方の経験を共有していただけるのがとてもありがたいです。佐野の自動車登録代行センターにも入会し、百戦錬磨のプロの手際を目にして、自動車登録業務の奥深さに驚いています。

Q．業務で大切にされていることは何ですか？

誠実であることです。その場でわからないことは持ち帰って調べたり、佐野支部の先輩方に助言をいただいたりしてから回答するようにしています。私も経験を積んで、広い心で後輩を助けられる先輩になれたら嬉しいです。

Q．休日はどのように過ごされていますか？

「観る・読む・食べる」ことが好きなので、読書をしたり、舞台やライブに行ったりして、出かけた先で美味しいものを食べています。高校大学の７年間演劇部にいたので、自分以外の何かに扮する体験が面白いと感じ、マーダーミステリーやＴＲＰＧにも興味があります。

（マーダーミステリーの風景）

栗田会員は、私も何度も無料相談会や研修会でお会いさせていただいております。その真面目なお人柄、穏やかな物腰で円滑なコミュニケーションを取れる、心理学でいうところの「ラポールを築く」才能が素晴らしいといつも感じております。ご相談者の質問もあらかじめ想定し、ノートにまとめて準備されるなど、勉強熱心でなかなか真似できるものではないと思います。

これから、経験を増やしていき、お客様や同業者から好かれる「頼れる街の法律家」になっていかれることでしょう。栗田会員、ご協力をありがとうございました。

（支局長　坂上隆之）

支局かわら版

伝説のふるさと今市追分地蔵尊（いまいちおいわけじぞうそん）

日光支部

今市追分地蔵尊（今市小倉町）

宇都宮から日光へ向かう日光街道、そして鹿沼を通る例幣使街道は、江戸時代に交通の要衝として栄えた今市宿で合流する。この分岐点は追分と呼ばれ、この地には大きなお地蔵様が鎮座している。昔から町の人々の間にはお地蔵様にまつわる「不思議なお話」が伝わっている。地元には昔話や伝説を語り伝える活動をしている「日光語り部の会」がある。毎月、今市図書館で例会を開催しているので、さっそく会員の中本須美枝氏を訪ねお話を伺った。

昔、石工が大谷川へ行ったと。石工は大きな石を見つけ、その石を割ろうとのみでたたき始めた。「これは普通の石と違うな。なんだか不気味な音がするぞ」と話していると、傷つけた石の肌から血がにじんできた。驚いた石工が仲間とその石を掘り出してみると、砂に埋まっていた身の丈６尺８寸もある大きな地蔵様だったんだと。

話を聞いた人たちは、「不思議な地蔵様だ。どこかに安置して供養しよう」と、大八車に乗せて運び始めた。下町の追分の所で、急に重くなり動かなくなったので、そこにお祭りすることにした。そのうち「ありがたい地蔵様を野ざらしにしておくのはもったいない」と如来寺（にょらいじ）へ祭ることになったが、運ぼうとすると重くてなかなか動かない。町中の人たちが出たが２日もかかってしまった。

如来寺（今市住吉町）

しかし、夜に地蔵様の前を通ると地蔵様がすすり泣いている、といううわさが立ち、真夜中になると町のあちこちに火柱が立つようになった。「このお地蔵様は、日光の含満が淵（がんまんがふち）（※注）の親地蔵が洪水で今市まで流されてきたものかもしれぬ。地蔵様がすすり泣いたり、火柱が立つのは故郷の日光が見える追分へ戻りたがっているのだから、今すぐにそこへお運びしよう」。すると、不思議なことに、今度は軽くて２時間ほどで追分まで運んでしまった。そして地蔵様の顔を日光に向けて祭ったと。

それからは、すすり泣いたり火柱が立つこともなく、人々は毎日お参りし、安心して暮らせるようになったということだ。

憾満ヶ淵並び地蔵（日光匠町）

追分地蔵尊の縁日は毎月２４日。８月２３日には、「二十三夜尊（にじゅうさんやそん）」のお祭りがあり、「お三夜さん」と言われ、古来、月待ち（十三夜、十五夜）の信仰として、また、威徳広大、大力無比の尊（みこと）として広く信仰されている。また、９月２４日は「千灯供養（せんとうくよう）」の大祭法要が営まれる。如来寺の住職の法要の後、信徒の方々によって、「先祖代々諸霊供養」「水子供養」「十福即生」「諸難即滅」「交通安全」などの願いを記した行灯に灯がともされ、境内に設けられた行灯釣りに提げられる。夕闇の千灯は、ろうそくの炎が幻想的だ。

※注　憾満ケ淵（かんまんがふち）とも表記される。

（日光支局長　石川　茂）

研修詳細

出張封印（丁種封印指定）研修会

運輸交通風営部・封印管理委員会　共催

○開催日時　令和４年１２月７日（水）１４：００～１５：３０
○開催場所　宇都宮市文化会館　３階　第１会議室
（宇都宮市明保野町７−６６）
○研修内容　この研修は出張封印に関する研修会ですが、丁種会員の指定研修も兼ねております。「栃木県行政書士会 封印業務の受託に関する規則」に定められている丁種会員が受講しなくてはならない指定研修ですので、丁種会員は必ず受講下さい。
○対 象 者　会員、補助者
（コロナ禍のため一事務所会員１名もしくは補助者１名でお願いします。）
○講　　師　栃木運輸支局　担当者
○受 講 料　無料
○申込締切　１１月２５日（金）
※　この研修会に関しては受講者証はお出ししません。

再掲載

研修詳細

相談業務の受け方研修会

市民法務部　主催

・ADRに興味のある方、是非ご参加ください。

○開催日時　令和４年１２月８日（木）１３：３０～１６：００
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　行政書士業務の中でも「権利義務に関する書類」と「事実証明に関する書類」を作成するためには、依頼人の真意を汲み取るスキルが必要とされます。そのスキルを研き正確なヒアリングを行うための研修です。ＡＤＲの基本ともなる傾聴に関する内容ですので、ＡＤＲに興味関心ある会員も是非ご参加ください。
○講　　師　行政書士　土方美代
○対 象 者　会員
○受 講 料　５００円
○定　　員　会場受講者　１５名（基本先着）
○申込方法　ＦＡＸもしくはメール。
補助者を受講させる場合、メールであっても必ず会員名と補助者名をご記入ください。受講者証を送信します。
○申込締切　１２月２日（金）（申し込み状況によっては、期日前に締め切らせていただきます。）

研修詳細

風俗営業許可研修会

運輸交通風営部　主催

○開催日時　令和４年１２月１３日（火）１３：３０～１５：３０
○開催場所　行政書士会館２階
○研修内容　風俗営業許可に関し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の概要と現場調査からみる問題点についての講義を行なって頂きます。
○講　　師　栃木県警本部　生活安全部生活環境課　担当者
○対 象 者　会員、補助者（多くの事務所の方が受講できるように、一事務所、会員１名もしくは補助者１名でお願いします。）
○定　　員　１５名（先着）受講者証を送信します。
○受 講 料　無料
○申込締切　１２月２日（金）

研修詳細

ＣＡＤ研修会

土地利用開発部　主催

○開催日時　令和４年１２月１５日（木）１３：３０～１６：００

○開催場所　栃木県行政書士会館２階

○研修内容

本研修会は一部、測量研修会と連動した内容になっていますが、土地関係以外の業務でも図面が必要な業務で活用できるソフトについて学びますので、この研修会のみの受講も歓迎します。

１．TS 通信・計算ソフト（会所有）を利用して、TS(測量器械)から PC にデータを取り込み、SIMA ファイルと JW ファイルを作成します。

２．TriPod で座標計算をして、JW ファイルを作成します。

３．Jw_cad の基本操作を学びます。
Jw_cad は図面作成のフリーソフトです。図面が必要な業務で活用することができます。

○対 象 者　会員、補助者

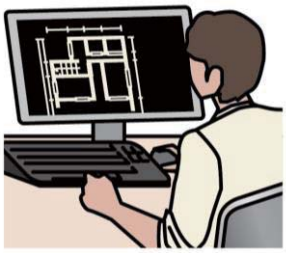

○講　　師　行政書士　稲葉昌俊

○定　　員　１０名　受講者証を送信します。

○受 講 料　５００円

○当日必要なもの

各自パソコンをご持参ください。（マウス必須。タッチパッドでは操作できません。）
また、パソコンは事前に下記２点の準備をお願いします。
ご自身でインストールや研修用データのダウンロードができない場合は、土地利用開発部が作業をお手伝いしますので、１３時までにお越し下さい。

１．「研修セット」をダウンロードする。

栃木県行政書士会の会員専用ページの事務連絡欄に、研修会当日に使用するソフトとデータを圧縮ファイルにして掲載してありますので、デスクトップにダウンロードし、解凍して下さい。

２．「研修セット」を開いて下記のソフトをインストールする。

インストール先はＣドライブにお願いします。画面案内に従って作業を進めますと、Ｃドライブにインストールされます。

⑴　jww711.exe を実行し Jw_cad をインストールする。
⑵　xrun_setup.exe を実行する。（TriPod を使用するためのデータセットです。）
⑶　TRIPOD.exe を実行し TriPod をインストールする。
⑷　Jw_cad と TriPod のショートカットをデスクトップに作成しておいてください。

上記⑴⑵はホームページ http://www.jwcad.net/download.htm
（※最新版の Version8.10b をダウンロードしないようにご注意ください。）
及び http://www.e-tripod.net/htm-dir/soft.html からもダウンロードできます。

○締め切り　１２月８日（木）

研修詳細

デジタル入門研修会②　ＰＤＦファイルへの入力等　デジタルシフト推進委員会

デジタルシフト推進委員会で開催した第１回の「デジタル入門研修会」ではＰＤＦ形式ファイルの基礎と編集作業の説明をしましたが、開催後のアンケートではなかなか思うようにできなかったとの意見が多く、第２回目も前回の応用としてＰＤＦファイルへの文字の入力や、ＰＤＦファイルからＷｏｒｄファイルへの変換などの実践をします。会館とＺｏｏｍ受講を併用しますが、Ｚｏｏｍの方には委員によるサポートができませんことご了承願います。

○開催日時　令和４年１２月２０日（火）１３：３０～１５：３０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階　会議室（およびＺｏｏｍによる配信）
○研修内容　ＰＤＦファイルへの文字入力、ＰＤＦファイルをＷｏｒｄファイルに変換する方法ほか
○講　　師　行政書士　室賀芳明
○資　　料　申込者には、後日ダウンロード方法をＦＡＸまたはメールにてお知らせします。会場受講者も、ご自身でご用意ください。会場では配布いたしません。
○対 象 者　会員
○受 講 料　無料
○そ の 他　各自受講場所にパソコンをご用意ください。Ｚｏｏｍ受講者には返信メールに、会場受講者には受講者証に、使用ソフトとダウンロード先を記載しますので、ご自身で事前にパソコンへインストールをお願いします。会場受講者で事前インストールが難しい場合、サポートしますので当日１３時１０分までに来場ください。

Ｚｏｏｍ受講希望者

○定　　員　８０名（先着）
○申込方法　メール。研修会名、会員名、登録番号を記載して下記アドレスに送信ください。

本会代表メールアドレス：gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp

※　申込者には本会代表メールアドレスから受け付けた旨の連絡をメールで返信します。
※　申込後、１２月１４日正午までに返信メールが届かない場合は、事務局までお問い合せください。

○申込締切　１２月１３日（火）
○受講方法　「Ｚｏｏｍ」を使用します。（無料にてご利用可能です。）
※　聴講にはインターネットに接続されたスピーカー付きのパソコン（又はスマートフォン、タブレット等）が必要です。事前に操作方法を各自でご確認ください。
※　インターネット接続利用料は各自でのご負担となります。

会場受講希望者

○定　　員　コロナ対策のため定員は１２名で基本的には先着とします。受付後、受講者証をＦＡＸで送信します。（メール申込みの方にはメール送信します）
○申込方法　ＦＡＸもしくはメールによる申込み。ただしメールの場合は、Ｚｏｏｍ受講希望者と区別する必要があるため、必ず会場での受講希望と記載願います。
○申込締切　１２月１３日（火）

研修詳細

国際業務研修会

国際部　主催

○開催日時　令和４年１２月２１日（水）１３：３０～

○開催場所　栃木県教育会館　中会議室（宇都宮市駒生１－１－６）

○研修内容　実際の相談事例を元に入管実務の基礎を学ぶことができます。
○対 象 者　会員（申請取次者でなくても受講できます。補助者は不可）
○受 講 料　無料
○申込締切　１２月１５日（木）
○定　　員　３０名

＊会の外国人相談会の相談員および当日の相談事例発表者はお申込み不要です。
※「出入国管理法令集」、「出入国管理実務六法」など、入管法・国籍法が登載されている法令集を必ずご持参ください。

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研　修　名		受講料	申込〆切	申込 会員	申込 補助者	ﾃｷｽﾄ申込
12/7	出張封印（丁種封印指定）研修会	無　料	11/25			—
12/8	相談業務の受け方研修会	500円	12/2			—
12/13	風俗営業許可研修会	無　料	12/2			—
12/15	ＣＡＤ研修会	500円	12/8			—
12/20	デジタル入門研修会②「ＰＤＦファイルへの入力等」	無　料	12/13			—
		Ｚｏｏｍ受講希望者はメールでお申し込みください。				
12/21	国際業務研修会	無　料	12/15			—

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

栃木会の申請取次行政書士の動向	新規申出（１０月）	０名
	更新申出（１０月）	７名
	申請取次行政書士（１０月末現在）	１５７名

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ―【会員専用】ページ―各種申請様式―申請取次行政書士―申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：１１月３０日（水）　受付日：１２月１４日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月１５日です。
（更新手続きは有効期限の２ヶ月半前から受付開始します。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

申出に関する日行連の研修会や特例措置については、日行連ＨＰ会員向けサイト「連con」中央研修所の「申請取次関係研修に関するお知らせ」に掲載されております。

行政書士相談センター電話相談員（行政書士）の募集

会では電話無料相談「行政書士相談センター」☎０２８－６３８－０９１９（まるくいく）を運営しています。この電話には、相続、遺言を中心に、日々様々な相談が寄せられています。

事務局でご相談の概要をお聞きした後、相談員（行政書士）にお伝えし、その後、相談者様から相談員の事務所または携帯電話へ電話をしていただきご相談に応じるシステムです。

随時、電話相談員を募集しておりますので、ご協力いただける方、もう少し詳しく内容を確認したい方は事務局までお問い合わせください。詳細をご案内いたします。

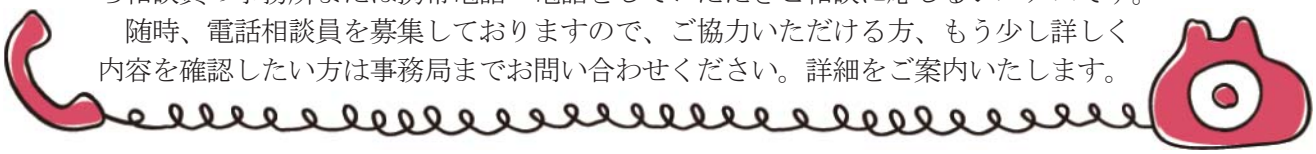

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（令和４年10月31日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	宇都宮 大山　智久	R4.10.2	321-0151	行政書士あおい事務所 宇都宮市西川田町923-20	028-306-0849	
	宇都宮 大柿　修一	R4.10.15	321-0414	大柿修一行政書士事務所 宇都宮市中里町199-13	090-8566-4952	
	佐　野 川島　和人	R4.10.15	327-0831	川島和人行政書士事務所 佐野市浅沼町898 磯貝ビル１階西	070-8468-5273	

【退　会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
宇都宮	久保井一臣	R4.10.27	廃業	小山	小林　智明	R4.10.27	廃業

【変　更】

支部	氏名	変更事項	変更内容
宇都宮	浜田　龍一	所在地	宇都宮市西川田南1-29-4
宇都宮	村松　剛	電話番号	028-678-4846
宇都宮	中川　麻美	所在地	宇都宮市鶴田町3705-5
鹿沼	小太刀庸恭	所在地	鹿沼市栄町1-2-1　グリーンベイビル201号
宇都宮	関　康雄	電話番号	090-7736-6810

補助者に関する手続きについて（ご案内）

補助者の設置･異動･廃止があったときには、遅滞なくお手続きをお願いいたします。

また、会員の氏名、法人名、事務所名称、事務所所在地に変更があったときも補助者証に変更が生じますので、お手続きをお願いします。

各手続きに必要な提出書類の詳しい説明や書式は、栃木県行政書士会会員専用ページの最初に表示されるページの「各種申請様式」よりダウンロードできます。

編集後記

１１月を目前に朝晩の冷え込みが急に厳しくなってきました。朝にはうっすらと霜が降りて、数週間前までは半袖でも過ごせていたことが信じられません。円安や世界的なエネルギー不足で電気代が値上がりする中、暖房はもう少し我慢したいところです。この冬は暖を取る方法を工夫し、省エネに努めていきたいものです。

（広報部　野村泰紀）

行政書士とちぎ　11月号　No.551

発行人　栃木県行政書士会　会長　安野光宣
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番22号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://gt9.or.jp/
編　集　広報部
印刷所　有限会社　高久印刷

行政書士とちぎ 2022.11 令和４年11月15日発行 第551号
栃木県行政書士会 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援：総務省 栃木県

令和4年度行政書士制度広報月間10月1日～10月31日

日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

行政書士相談センター
電話無料相談 月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始・お盆を除く

まるくいく
028-638-0919